

令和3年度（2021年度）第1回  
北海道青少年健全育成審議会

議 事 録

日 時：令和4年（2022年）2月3日（木）13時15分開会

方 法：オンライン開催（Zoomを使用）

## 1 開 会

○事務局（西田課長） 本日は、お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。ただいまから、令和3年度第1回北海道青少年健全育成審議会を開催いたします。私は、環境生活部くらし安全局道民生活課の西田です。会長、副会長の選任まで、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、環境生活部長の森より、ごあいさつを申し上げます。

## 2 あいさつ

○森環境生活部長 環境生活部長の森でございます。北海道青少年健全育成審議会の開催にあたり、一言、ごあいさつを申し上げます。

道では、平成18年に、それまでの「保護・規制」中心から「健全育成」の観点を加え、北海道青少年健全育成条例を改正し、この審議会を設置したところでございます。この度は、学識経験者、青少年活動に関わる団体の方、企業経営に携わる方、自治体関係者、また、公募委員の方々を合わせまして15名の皆様に委員にご就任いただき感謝いたします。これから2年間の任期について、よろしくお願いいたします。

さて、青少年を取り巻く課題であります。新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する中で、本来であれば、様々な活動を通して、心身が健やかに育まれるべき時期に、休校ですとか外出自粛などといったことによりまして、家族以外の方々との交流の機会あるいは運動の機会の減少、生活リズムの乱れなど、そうしたことによります心身への悪影響のほか、児童虐待リスクの高まりなどが懸念されているところでございます。また、いじめや、不登校、インターネットによるトラブル、子どもの貧困、ヤングケアラーの問題など、引き続き取り組まなければならない課題は多岐にわたっております。

こうした課題に対応するため、道といたしましても、北海道の未来を担う青少年が健やかに成長し、自立できる社会の実現に向けて、様々な取組を進めてきているところでございます。

本日は、委員改選後の最初の審議会でございますので、会長、副会長の選出、所掌事項の確認などをしていただくほか、条例に基づきます取組などを担当の者からご説明申し上げ、ご審議いただくこととしております。委員の皆様には、様々な視点からご議論をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、皆様には、今後とも本道における青少年健全育成のため、お力添えを賜りますよう、心からお願いを申し上げまして、簡単でございますが、開会に

あたってのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○事務局（西田課長） 部長の森は、用務の都合により、ここで退席させていただきます。引き続き進行させていただきます。本日の審議会は、委員改選後初めての開催となりますので、委員の皆様にご自己紹介をお願いいたします。お手元にお配りさせていただきました名簿の順に、内山委員からお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○内山委員 北海学園大学の内山と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（西田課長） 続きまして、河合委員、よろしくお願いいたします。

○河合委員 北海道医療大学心理学部の河合と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（西田課長） それでは、渡辺委員、よろしくお願いいたします。

○渡辺委員 北海道新聞の企画室の渡辺と申します。前期に引き続き再任されました。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（西田課長） それでは、浅川委員、よろしくお願いいたします。

○浅川委員 はい、北海道大学大学院教育学研究院の浅川と申します。今年から新任ということで、お世話になります。よろしくお願いいたします。

○事務局（西田課長） それでは、菊川委員、よろしくお願いいたします。

○菊川委員 はい、北海道PTA連合会の菊川です。よろしくお願いいたします。

○事務局（西田課長） はい、ありがとうございます。それでは、渡邊委員、よろしくお願いいたします。

○渡邊委員 北海道高等学校長協会のほうから選任されました石狩翔陽高校の校長の

渡邊でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（西田課長） 続きまして山田委員、よろしくお願いいたします。

○山田委員 青少年育成協会のほうから選任されました山田園子と申します。普段は普通のおばさんで、少年団をやったり、いろいろしています。よろしくお願いいたします。

○事務局（西田課長） 続きまして木村委員、よろしくお願いいたします。

○木村委員 北海道子ども会育成連合会の常務理事をしております木村でございます。よろしくどうぞよろしくお願いいたします。普段は事務局長をして、かでの27におります。

○事務局（西田課長） 続きまして安宅委員、よろしくお願いいたします。

○安宅委員 はい、北海道商工会議所連合会の安宅と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（西田課長） 続きまして那須委員、よろしくお願いいたします。

○那須委員 市長会の那須でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（西田課長） それでは、高橋委員、よろしくお願いいたします。

○高橋委員 NPO法人K a c o t a mの高橋と申します。今回初めて参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（西田課長） それでは最後になりますけれども、西脇委員、よろしくお願いいたします。

○西脇委員 はい、NPO雨煙別学校で職員をやっております、宿泊施設で管理運営をしながら、子供たちと環境教育など毎日活動しております西脇といいます。これ

からよろしくお願ひします。

○事務局（西田課長） 皆様、ありがとうございます。事務局の出席者ですけれども、くらし安全局長の田辺が出席しております。

○事務局（田辺局長） くらし安全局長の田辺でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局（西田課長） 本日はオブザーバーとして庁内関係課の職員も参加しております。それでは引き続き進行させていただきます。

はじめに、本会議の成立についてご報告いたします。本審議会は、北海道青少年健全育成条例第 50 条第 2 項の規定によりまして、委員の 2 分の 1 以上の出席を求めています。本日は委員 15 名のうち 12 名の出席をいただいておりますことから、本会議は成立していることをご報告いたします。なお、札幌弁護士会の原委員、KDDI 株式会社の伊藤委員、北海道町村会の熊谷委員は、都合により欠席となっておりますので、ご報告いたします。

配布資料は事前に送付してありますので、順次、説明に従ってご覧になっていただきたいと思ひます。

### 3 議 事

#### （1）会長、副会長の選出について

○事務局（西田課長） それでは議事に入らせていただきたいと思ひます。議題（1）の「会長、副会長の選出について」でございます。北海道青少年健全育成条例第 49 条第 2 項におきまして「会長及び副会長は、委員が互選する。」と規定されております。会長、副会長の選任方法等につきまして、何かご意見はございますでしょうか。

※各委員からの意見なし

○事務局（西田課長） ご意見がないようですので、委員の皆様から会長及び副会長を推薦していただいて選出したいと思ひますが、いかがでしょうか。

○木村委員 よろしいですか。北海道子ども会育成連合会の木村でございます。事務局に何か案がございましたらお願ひしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○事務局（西田課長） ただいま、木村委員から事務局案についてお訊ねがりましたが、事務局としては、いかがでしょうか。

○事務局（向平係長） はい、事務局といたしましては、前期に引き続きまして、会長は北海学園大学の内山委員、副会長は北海道医療大学の河合委員にお願いしたいと考えております。

○事務局（西田課長） ただいま、事務局の方から、会長を内山委員、副会長を河合委員にとの提案がありましたが、内山委員、いかがでしょうか。

○内山委員 皆様にお任せします。

○事務局（西田課長） 河合委員、いかがでしょうか。

○河合委員 私も皆様にお任せいたします。

○事務局（西田課長） 委員の皆様、いかがでしょうか。異議のある方は、何かご発言いただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

※各委員からの意見なし

○事務局（西田課長） それでは、会長は内山委員、副会長は河合委員に就任をお願いいたします。それでは、会長、副会長から一言、ごあいさつをお願いいたします。

内山会長、よろしくをお願いいたします。

○内山委員 前期に引き続き、会長をさせていただくことになりました。何かとご迷惑をおかけすることもあるかと思っておりますけれども、皆様、何とぞよろしくお願いいたします。

○事務局（西田課長） 続きまして、河合副会長、よろしくをお願いいたします。

○河合副会長 河合でございます。気づいてみましたら再任で5期目ということで、

審議会の委員を務めさせていただいているわけですが、努めさせていただきたいと思  
います。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（西田課長） ありがとうございます。それでは、これからの議事進行は、  
内山会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

## （２）北海道青少年健全育成審議会の所掌事項について

○内山会長 それでは、議事を進めさせていただきます。

まず、議題の（２）北海道青少年健全育成審議会の所掌事項について、事務局から  
説明をお願いいたします。

○事務局（向平係長） 所掌事項について、ご説明させていただきます。お手元の参  
考資料１、第２次北海道青少年健全育成基本計画の末尾に、北海道青少年健全育成条  
例が付いておりますのでご覧ください。54 ページからが条例ですが、この審議会に関  
しましては 60 ページ、第 5 章でございます。第 45 条から審議会の条項でございます  
けれども、所掌事項に関しましては、第 46 条に規定されております。第 46 条第 1 項  
第 1 号でございますが、「知事の諮問に応じ、青少年の健全な育成に関する重要事項  
を調査審議すること」、第 2 号が「前号に掲げるもののほか、この条例の規定により  
その権限に属させられた事務」となっております。

第 1 号の諮問についてですが、60 ページの下の方に、第 54 条「諮問等」とござ  
います。こちらの第 1 号「第 9 条第 1 項の規定による基本計画の策定」、こういった  
計画を策定する場合は、審議会の意見を聴かなければならないと規定されております。

第 2 号の第 15 条第 1 項、こちらは有害興行の指定などで、第 16 条第 1 項第 3 号、  
こちらは有害図書類の個別指定ですが、こういった指定をしようとする時も審議会に  
諮問することになっております。第 3 号、こちらは有害図書類の指定に関する認定基  
準を規則で定めるときでございますが、こちら審議会の意見を聴かなければなら  
ないと定められているところでございます。

次に、第 46 条第 2 項について説明させていただきます。「審議会は、青少年の健全  
な育成に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。」となっております。  
こちらは、審議会としての独自の考えや、あるいは一般の方からの申出などによりま  
して、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるものについて建議す  
ることができる旨を定めたものでございます。

なお、第 47 条から第 52 条までは、審議会の定数、特別委員、どのような方に委員

をお願いするのか、任期、会長・副会長の選定方法、会議の成立要件や議事の決し方、部会の設置、会長への委任などについて定めているところがございます。審議会の所掌事項についての説明は、以上でございます。

○内山会長 はい、ありがとうございます。では、ただいまの説明についてご意見、ご質問はございますでしょうか。

○浅川委員 北海道大学の浅川ですけれども、ご説明していただきたいことが1点あります。参考資料1の後段の63ページから子ども・若者育成支援推進法が掲載されているのですけれども、この条例と法との関係はどのように理解したらよろしいでしょうか。

○事務局（向平係長） ご質問、ありがとうございます。この計画につきましては、条例に基づく計画であるとともに、子若法に基づく計画にも位置付けてございます。以上でございます。

○浅川委員 はい、ありがとうございました。この子ども・若者育成支援推進法の大綱が順次国から出されておりますけれども、それについては、道の健全育成の施策等に反映させられていると理解してよろしいですね。

○事務局（向平係長） はい、さようでございます。

○内山会長 その他にご意見、ご質問はないでしょうか。

※他に意見等なし

○内山会長 ございませんようですので、次に進めたいと思います。

### （3）北海道青少年健全育成審議会の公開について

○内山会長 それでは、次に青少年健全育成審議会の公開について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（向平係長） 審議会の公開につきましては、資料1-1をご覧ください。



中ほどから下のほうに、北海道情報公開条例の抜粋がございます。道では、審議の経過の透明性を確保するという観点から、知事の附属機関であります審議会につきましては、情報公開条例に基づきまして、原則公開とすることといたしております。ただし、部会でご審議いただく青少年健全育成条例第54条第1項第2号の部分、すなわち有害興行の指定であったり、有害図書類の個別指定であったり、そういった部分については、部会委員の皆様のご自由闊達な発言の制約と特定企業等に対する不利益を及ぼすおそれがありますことから、北海道情報公開条例第26条ただし書きの規定に基づきまして、非公開とさせていただいているところでございます。

また、本審議会に関しましては、過去に議事録作成の問題がありました。非公開であっても議事録を作成しなければいけませんので、作成いたしますとともに、議事概要を公表することといたしております。なお、議事録の作成につきましては、審議会終了後に、事務局におきまして、発言記録を取りまとめまして、委員の皆様にご照会しまして、発言内容をご確認いただいた上で作成いたしますこととしております。

次に資料1-1の3「会議開催の周知」についてでございますが、会議の日時等につきましては、道のホームページなどより、あらかじめ周知することになっており、本会議につきましても周知しております。

次に、傍聴については、資料1-2「北海道青少年健全育成審議会傍聴要領」をご覧ください。傍聴要領では、審議の円滑な進行を図るため、傍聴の手続きや守るべき事項、会議の秩序の維持について定めているところでございます。こういった本審議会の公開・非公開、あるいは傍聴の考え方は、平成19年度にこの審議会が発足した時に定め、その後、議事録未作成問題があったときに、平成30年度の第1回審議会では何を公開とするかを改めて議論いただきました上で改正しまして現在の形になっているところでございます。審議会の公開につきましては、以上でございます。

○内山会長 ありがとうございます。では、ただいまの説明についてご意見、ご質問はありますでしょうか。

○渡辺委員 北海道新聞の渡辺ですが、今回、オンラインでの審議会になっておりますけれども、その場合の傍聴の手続きはどのようになるのでしょうか。

○事務局（向平係長） はい、今回は急遽、オンラインにさせていただいたのですが、今回は感染拡大防止の観点から一般傍聴の方はご遠慮いただくこととさせていただいているところです。

○渡辺委員 すいません。オンラインでの傍聴はないということですか。傍聴は、事前に傍聴したいと申込みわけですが、そうであれば、オンラインでの傍聴も可能のような気がするのですが、そういうことは、あまり考えていないということでしょうか。

○事務局（向平係長） はい、オンラインでの傍聴も技術的に可能ですが、例えば、傍聴される方の不規則な発言を制することができるのかという懸念などがあると事務局として考えております。

○渡辺委員 分かりました。ありがとうございます。

○内山会長 その他にご質問、ご意見等はないでしょうか。

※他に意見等なし

○内山会長 ないようですので、審議会の公開について、従前のとおり取り扱うことにいたしたいと思います。

#### （４）部会の設置について

○内山会長 次に（４）部会の設置について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（向平係長） 部会の設置についてご説明させていただきます。こちらも条例をまずご覧になっていただきます。条例第 51 条です。「審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。」「部会は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。」「部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。」「部会に属すべき委員及び特別委員は会長が指名する。」となっております。第 1 項では、必要に応じ部会を置くことはできるとされておりまして、第 2 項では審議会から付託された事項について審議するものと規定されているところでございます。

具体的には、資料 2-1 をご覧になってください。これも審議会が設置されたときに策定されたものですが、第 2 条「所掌事項」では、（１）青少年の健全な育成のための社会環境の整備に関する事項を調査審議すること、（２）青少年の福祉の阻害する行為に関する事項を調査審議すること、（３）その他、審議会から付託された事項を調査審議することとなっております。

また、第3条では、部会委員の人数や任期などの構成等、第4条では、部会長の職務、第5条では、部会の会議運営の方法などを定めておりました。第5条第4項では「社会環境整備部会における議決は、これをもって審議会の議決とする。この場合、その結果を事後の審議会に報告するものとする。」を定めているところでございます。

次に、資料2-2をご覧ください。先ほどご説明しました、社会環境整備部会への付託事項について書いてございます。これは、部会設置要綱第2条(3)関係でございます。「条例第54条第1項第2号及び第3号にかかる事項について審議を付託する。」となっております。これも審議会が発足したときに決定した事項でございます。

資料2-2の後段は条例第54条第1項第2号及び第3号の、具体的な運用状況や基準の制定状況について記載しているところでございます。令和2年度の有害興行の指定状況については、後ほどご報告させていただきます。

次に、緊急指定について、条例上の規定をご説明させていただきます。条例第54条第1項本文ただし書きに「ただし、第2号に掲げる場合で緊急を要するときは、この限りでない。」と規定しております。こちらは、緊急を要する場合、知事は審議会の意見を聴かないで有害興行の指定ができるという規定でございます。例えば、映画とかで、いわゆる通常の諮問とか答申の手続きを取ってはいは、その映画の上映が終わってしまう場合、知事が緊急に指定しております。

そして、第54条第2項で「知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで指定したときは、速やかにその旨を審議会に報告しなければならない。」としておりました。そのように緊急指定した場合であっても審議会に報告することになっております。

次に、部会資料2をご覧ください。これは部会でご説明する資料ですが、関連いたしますので、ご説明いたします。

有害興行の指定に関しましては、これまで知事が緊急指定した後に、毎月部会委員の皆様にご報告するような運用をしてきましたが、今回、その運用を見直したいと考えております。このため、これまでの経緯がありますので、道のほうで一方的に運用を変えるということではなくて、部会において、部会委員の皆様にご説明いたしまして、委員の皆様のご意見を承りながら、部会で特段異論がないようであれば、速やかに運用の見直しを行いたいと考えているところでございます。

次に、条例第51条第3項をご覧ください。「部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。」と、部会長、部会委員は、審議会の会長が指名するという規定がございます。

つきましては、今回は改選後初の審議会でございますので、内山会長からご指名を

お願いしたいと思います。部会の設置につきましては、以上でございます。

○内山会長 それでは、ただいまの説明についてご意見、ご質問はございますでしょうか。浅川委員、お願いします。

○浅川委員 はい、発言を許可していただきましてありがとうございます。今の第54条関係の緊急指定ですけれども、これは、資料3-1にあるような映画が登録や事前告知がなく、何かゲリラ的に行われた場合に備えた規定という意味合いでしょうか。そのように聞こえたので、確認したいと思います。

それと、今、運用を見直しするというお話があったかと思うのですが、それはこの緊急指定に関わった見直しと理解してよろしいですか。ご確認をよろしくお願いします。

○事務局（向平係長） はい、緊急指定の条項は、映画が既に上映されてしまっていて、その内容が有害なものである場合、通常の諮問を行うと相当の時間がかかってしまい、その間に上映自体が終わってしまうことをおそれたために、作られた条項でございます。

○浅川委員 それは、過去にそういう事例があったので、この条例が作られた昭和30年とかにできた条項がそのまま残っているというふうに理解すれば良いのですね。

○事務局（向平係長） はい、さようでございます。

○浅川委員 ありがとうございます。もう一つの質問への回答をお願いします。

○事務局（向平係長） はい、それと運用の見直しですが、おっしゃるとおり有害興行の緊急指定について見直すということでございます。

○浅川委員 映画は全部緊急指定という形でやられていたので、それを見直すということですね、映画の指定のあり方そのものを。

○事務局（向平係長） さようでございます。

○内山会長 その他にご意見、ご質問ある方はいらっしゃいますでしょうか。

※他に意見等なし

○内山会長 いらっしゃらないようなので、部会への付託事項については従前どおり取り扱うことにいたしたいと思います。

次に、部会の委員ですけれども、部会の委員は、会長である私が指名するとのことですが、社会環境整備部会の審議事項は、憲法で保障する表現の自由、教育的な観点、青少年の心理など、それぞれの専門的な見地から議論を深めることが望ましいと考えられるところですので、私としましては、ご本人から異存がなければですけれども、部会委員は、公認心理師であります河合委員、弁護士であります原委員、報道機関に勤務されております渡辺委員、それから地域教育の専門家であります浅川委員、そして高等学校の校長先生であります渡邊委員、そして子ども会育成連合会の木村委員にお願いしたいと思います。

部会長は、審議会の副会長でもあります河合委員にお願いしたいと思います。

以上のとおり、部会長及び部会委員を指名したいと思えますけれどもよろしいでしょうか。異議のある方は意思表示をお願いいたします。

※特に委員からの異議の表明なし。

○内山会長 特にないですね、異議なしと認めます。それでは、部会委員の皆さん、よろしくお願いいたします。本日欠席の原委員へは、部会委員をお願いするというのを、事務局から伝達をお願いいたします。

#### (5) 報告事項

##### ア 令和2年度北海道青少年健全育成条例に基づく取組について

○内山会長 続きまして報告事項に移りたいと思います。報告事項の「ア 令和2年度北海道青少年健全育成条例に基づく取組について」、事務局から説明お願いいたします。

○事務局（荒主事） 事務局の荒と申します。それでは令和2年度北海道青少年健全育成条例に基づく取組について、ご説明させていただきます。

資料3をご覧ください。道では、北海道青少年健全育成条例に基づき、青少年有害

環境浄化に向けた取組を行っており、本資料は令和2年度 of 取組状況をまとめたものになります。

まず、「1 有害興行の指定」についてですが、条例では、その内容が「著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等」であって「青少年の健全な育成を害するおそれがある」と認められる場合は、「有害興行」として指定し、青少年に観覧させることを禁止することができるとしております。

道では、「映画倫理委員会」、いわゆる「映倫」のR18指定基準と条例の認定基準がほぼ一致することから、映倫がR18として指定した映画について、その全てを有害興行とすることとしております。

昨年度中に指定した映画の一覧については資料3-1をご覧ください。昨年度は38本の映画を有害興行に指定しております。

資料3に戻ります。次に「2 有害図書類の指定」についてですが、書籍や雑誌等につきましても、映画と同様に「青少年の健全な育成を害するおそれがある」と認められるものについて、有害図書類として指定し、青少年への販売等を禁止しておりますが、昨年度は、ここに数字で記されている個別指定はありませんでした。

有害図書類の指定は、一定の要件を満たしている卑わいなもの、又は、知事が指定した団体の審査により青少年の視聴を不相当とするものを有害図書とする「包括指定」がありまして、これらに該当せず、かつ、別に定める認定基準に該当するものを審査の上、指定する「個別指定」があります。今後も必要性を判断しながら、個別指定を行っていくこととしております。

続きまして、「3 図書類自動販売機等の設置届出」についてですが、現在、把握している台数は全道で8台となります。一時、これらの自動販売機は、全道各地に所在し、有害図書類が収納されることもあったのですが、時代の流れと思われませんが、現在、実際に稼働している図書類自動販売機はございません。

最後に、「4 立入調査」の実施状況についてですが、道においては、私ども本庁及び14の振興局の関係職員のほか、北海道警察や市役所の青少年健全育成業務担当者等を立入調査員として指定し、条例で定める義務や禁止事項等の遵守について、随時調査を行っており、昨年度の立入調査実績は、合計1,516件となっております。

夜間立入につきましては、17時30分以降の時間に立入したものでありまして、中には、午前0時前後に立入している例もあります。

また、主な指導事項としましては、有害図書の禁止表示をしていないものや、区分陳列以外の場所に有害図書類が置かれていたなどの事例が報告されております。

それと、加えてご説明させていただきますが、本年4月に育成条例施行規則の一部

改正を行うこととしております。これについては、民法の一部改正による成人年齢の引き下げに伴い、図書類自動販売機の管理者要件となっている年齢の変更を行うものですので、大勢に影響はございません。以上でございます。

○内山会長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

○浅川委員 ご質問したいのですけれども、暦年で比較すると、R2は非常に減っているのですけれども、これは新型コロナウイルスとの関係で、現実的にお店が閉まっていたとかが関わっているのでしょうか、それともポリシーの変化の影響でしょうか。

○事務局（荒主事） ありがとうございます。R2の立入調査の数字でしょうか。

○浅川委員 そうです。自動販売機等はまだ絶滅危惧種なので無くなったと理解しました。

○事務局（荒主事） 昨年度の立入調査の状況ですが、新型コロナの影響によりまして、店舗の営業ができていないですとか、これまで調査対象としてその大部分を占めていた大手コンビニエンスストアにおきまして、令和元年8月以降、有害図書類を取り扱わないこととした経緯もあり、立入調査そのものが減少しております。

○浅川委員 ありがとうございます。

○内山会長 そのほかにご意見、ご質問はございますでしょうか。

※他に意見等なし

○内山会長 ないようですので、次に参りたいと思います。

#### （5）報告事項

##### イ 令和2年中の少年非行等の状況について

○内山会長 次に、令和2年中の少年非行等の状況について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（松江主幹） 事務局の松江と申します。私から北海道の少年非行等の現状についてご説明いたします。

まず、資料４－１をご覧ください。ここに添付している参考資料は、これからご説明する中で使われている用語の解説になりますので、合わせてご覧ください。

それでは、令和２年中の北海道の少年非行等の状況についてご説明します。この資料は毎年、北海道警察が作成している公表資料に、過去５年分の数字を加えたものになります。

まず、「１ 非行少年の状況」をご覧ください。非行少年の総数が年々減少していることが分かると思いますが、令和２年は、初めて１,０００人を下回りました。また、総数の内訳に刑法犯とありますが、これが一般的に国内で発生、検挙した事件数の指標となるもので、こちらも初めて１,０００人を下回りました。これがどれほどの数字なのかということについては、後ほど、全国との比較の際に改めてご説明したいと思います。

この刑法犯罪のうち、大半を占めているのが窃盗犯であり、その大部分が万引きとなります。この窃盗犯、万引きにつきましても、年々減少していることが分かります。

次に刑法犯学職別という項目をご覧ください。平成２７年は中学生が種別の中で最も多くなっていましたが、令和２年は、中学生の検挙・補導数が３分の１以下まで減少しており、高校生や小学生よりも少ない人数となっていることが分かります。

次の不良行為種別についてですが、これは、一般的に「街頭補導」と言われるものです。こちらも、非行少年同様に減少しており、特に不良行為少年の種別のうち、全体の約６割を占めるのが「深夜はいかい」と「喫煙」になるのですが、この２つの減少が顕著となっております。

続きまして、「２ 薬物乱用少年の状況」についてご説明します。こちらは、特別法犯の中で特に増加が際立っているものを抽出しましたが、中でも、大麻で検挙される少年の増加が著しく、令和２年は前年から倍増しております。

学職別で見えますと、有職、無職少年によるものが約８割を占めており、こうした増加の一因として、道警では、「インターネット上において大麻の有害性を否定する情報が流れ、大麻に対する警戒心の低下が懸念される」としており、少年が安易に大麻に手を出している状況が窺えます。

最後に、「３ 福祉犯の被害状況」についてですが、令和２年の被害者数は、前年より減少しておりますが、過去５年を見ると、おおむね同水準を維持しており、再び増



加に転じる可能性は十分にあります。これら被害の8割以上は中高生であり、SNSの利用に起因する被害も半数を占めている現状にあります。

それでは、次の資料4-2をご覧ください。こちらは、北海道の少年非行の状況と全国の状況を比較したものについてまとめたものになります。

まず、「1 非行少年の状況」ですが、これは、北海道と全国の非行少年の状況が毎年どのように変化していったかを表したもので、これを見ていただければ北海道、全国共に少年非行が大きく減少していることがお分かりいただけると思います。

ここでは、10年前の平成23年を100とした場合、令和2年には北海道で29.1、全国で27.8まで減少していることとなります。

また、北海道の刑法犯の検挙・補導人員のピークは昭和39年の16,085人でしたが、令和2年は815人まで減少していますので、ピーク時のおよそ5%、20分の1まで減少していることとなります。

全国では、昭和58年の26万1,634人が刑法犯の検挙・補導人員のピークとなりまして、令和2年には2万2,552人にまで減少していますので、ピーク時のおよそ9%、12分の1となります。このように少年犯罪は年々大きく減少していると言えます。

次に、「2 刑法犯検挙・補導少年の人口比」についてですが、これは、刑法犯の犯罪少年、触法少年の検挙・補導件数について、少年人口1,000人当たりで毎年の変化を表したものです。

これを見ると、少年人口は年々減少していますが、少年人口の減少以上に少年犯罪が減少していることが分かります。この傾向は、北海道、全国共に同じです。

次に「3 刑法犯犯罪少年と成人の対比」のところですが、これは、全刑法犯の検挙人員に占める少年の割合の毎年の変化を表したものです。

10年前の平成23年には、全刑法犯検挙件数に占める少年の割合が、北海道が22.1%、全国25.4%と少年が大きな割合を占めていましたが、令和2年には、北海道が7.7%、全国が9.6%まで割合が大きく低下してしまっていて、成人よりも早いスピードで犯罪を犯す少年が減少していることが分かります。

これまでご説明したとおり、少年非行は減少傾向にあり、良い状態が続いているように見えます。しかし、SNS利用に起因する犯罪被害等は減少していませんし、薬物乱用事犯の増加傾向など、決して楽観できる状況にはありません。

引き続き、関係機関、団体の連携による少年の健全育成への取組等を継続し、今後更なる少年非行や犯罪被害の減少を目指していきたいと考えております。以上でございます。

○内山会長 ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問はありますでしょうか。  
浅川委員、お願いします。

○浅川委員 ご報告ありがとうございます。資料4-2の平成23年との比較を見ても、わずかな時間で4分の1まで減るような事態が生じているということですよ。これは子供の数が激減していることも関わるのですけれども、群れて集合して暴れるという時代はもはや終わって、孤立で無縁で、だからこそ大麻の利用が増えるというような、子供・若者の状況の大きな変化を物語っていると考えたほうがいいかと。その意味で、先ほどありました子ども・若者育成支援推進法でも孤立等に対応していくという役割が高くなってきたかなと感じました。以上です。

○内山会長 高橋委員、お願いします。

○高橋委員 資料4-1で質問なのですけれども、有職少年の雇用形態、アルバイトとか正規職員とか、そういうデータはありますか。

○事務局（松江主幹） はい、有職少年のそういうデータは把握していないというのが現状です。

○高橋委員 分かりました。正規かもしれないし非正規かもしれない。データとしてはないということですね。

○内山会長 その他、ございますでしょうか。

○浅川委員 はい、よろしいですか。今の高橋さんの言われた論点が非常に重要な論点だと思うので、可能であれば、この有職少年の雇用種別はデータとして来年度から付けるようにしたらどうでしょうか。雇用そのものの安定が大きく影響するし、現在、本道が直面している人口減少も結局は家庭も含めて、結婚しにくい、若者は孤立していることが人口減少に結びついているということでもありますので、雇用の安定を含めてどうやって若者の生活を維持するかという観点からいった場合に、そういう数字は根拠として重要ではないのかなと思います。

○事務局（松江主幹） ご意見、ありがとうございます。こちらの数字につきまして

は、先ほどご説明したとおり北海道警察の公表数字になります。その中で、雇用の種別ですとか詳しいところがあるかどうかについても確認した上で、もし提供できるものがありましたら提供していきたいと思っております。

○内山会長 その他、ございますでしょうか。

浅川委員、お願いします。

○浅川委員 もう1点よろしいですか、審議会ということなので、情報提供みたいな話なのですが、私は生徒指導、道徳教育を研究しているのですが、今生徒指導上、問題になっているのは小学校が中心です。高校とか中学校はもう荒れていないです。中学校の校内暴力というのも時代的には終わりを告げて、小学校において、子供が、もう先生の指示も含めて何も聞かないような形の荒れが特徴になってきていて、生徒指導系の雑誌なども見ている、もう小学生がどうにもならないというようなことが一番の学校問題になっています。

○内山会長 その他、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

※他に意見等なし

○内山会長 ないようですので、次に進みたいと思います。

#### (5) 報告事項

ウ 第2次北海道青少年健全育成基本計画に基づく施策の推進状況について

○内山会長 次に、第2次北海道青少年健全育成基本計画に基づく施策の推進状況について、事務局からお願いいたします。

○事務局（向平係長） 施策の推進状況についてご説明させていただきます。この基本計画の推進状況につきましては、毎年度報告しているものでございますが、今回初めて委員に就任された方もいらっしゃいますので、まずはこの基本計画の概要についてご説明させていただきます。

参考資料1の基本計画の3ページ、計画策定の趣旨をご覧ください。北海道の未来を担う青少年が、心身ともに健やかに、たくましく成長することは、道民全ての願いです。道では、青少年が健全に育成される社会の実現に向けて、北海道青少年健全育

成条例に基づき、平成 20 年に概ね 10 年間を計画期間とする第 1 次計画を策定いたしました。それからその後経緯といたしまして、平成 27 年には、平成 25 年に改正した北海道青少年健全育成条例に関連する道の取組、平成 21 年制定の「子ども・若者育成支援推進法」、また同法に基づく大綱であります「子供・若者ビジョン」に関連する道の取組を盛り込みまして、第 1 次計画の改訂を行いました。

昨今の青少年を取り巻く状況として、インターネットの利用に起因するトラブル・犯罪、ひきこもり、子どもの貧困問題など、新たな問題も生まれております。こうした社会情勢の変化等を踏まえつつ、青少年の健全育成や、青少年が社会生活を円滑に営む取組を推進するため、令和 2 年度から 5 年間を計画期間とする、この計画を策定したものでございます。

趣旨を読み上げさせていただきましたが、先ほど条例第 54 条でご説明いたしましたとおり、基本計画の策定につきましては、審議会の諮問事項でございますので、この計画につきましては令和元年度中に諮問させていただき、審議会の皆様にご審議いただいているところでございます。

次に、4 ページをご覧ください。この計画の青少年の範囲ですが、計画全体としては、乳幼児期から思春期まで、0 歳から 18 歳未満を青少年としてとらえていますが、ひきこもり等の若者への支援など、40 歳未満のポスト青年期までを対象とする施策も含まれているところでございます。

次に、11 ページをご覧ください。第 2 章「青少年を取り巻く環境の変化と課題」についてです。

まず、社会環境の変化といたしましては、少子化・核家族化、グラフとしまして 18 歳未満人口の減少、18 歳未満の人口比率、おめくりいただきまして、核家族化が全国と比較しても進んでいる状況、次に高度情報化、スマートフォンに代表されるような機器が普及しまして、私たちの生活はたいへん便利になった一方で、得られる情報を取捨選択する判断力が必要になっております。次に雇用情勢、国際化、消費社会の変化などについて書いております。14 ページからは「青少年を取り巻く課題」を整理してございます。いじめ、不登校の問題、自殺、子どもの貧困、児童虐待、17 ページは先ほどご報告させていただいた青少年の福祉を害する犯罪、18 ページはインターネットトラブル、新規学卒者等の早期離職、若年無業者・ひきこもりの課題について整理しております。

21 ページからは「青少年健全育成の基本的考え方」について整理しております。基本理念といたしましては、これは条例第 2 条関係なのですが、(1) 青少年の健全な育成は、青少年が、豊かな人間性をはぐくみ、心身ともに健やかに成長するとともに、

社会とのかかわりを自覚しながら、次代の社会の担い手として自立することを旨として、その発達段階に応じて必要な配慮をもって行わなければならないということ、また、(2) 青少年の健全な育成は、家庭、事業者、地域社会、行政機関等の相互の連携の下に、社会全体で行われなければならないことが記載されております。

次に、施策の基本方針についてですが、今ご案内いたしました基本理念に則りまして、4本の基本方針がございます。

23 ページから 29 ページまでにつきましては「主要な指標については数値目標」として掲げております。こちらの進捗につきましては、後ほどご説明させていただきます。

30 ページ以降には「発達段階に応じた主な取組」について記載しております。

51、52 ページは「推進体制」について記載してございます。推進体制の2は、北海道青少年健全育成審議会における調査審議で、審議会において調査審議いただきながら施策を推進すること、また、毎年度、この基本計画に基づく施策の推進状況を取りまとめまして審議会に報告すること、次年度の施策に反映することなどが決められております。

次に、推進状況につきまして、資料5-1に基づきまして、ご説明させていただきます。1 ページ目は「施策体系図」でございます。先ほどご案内いたしましたテーマが一番左にあり、施策の4本の基本方針、それぞれの施策の目標について記載しております。

2 ページ目以降ですが、墨塗りの部分が基本方針に当たり、◎が施策の目標、○が施策の目標に向けた主な取組でございます。黒四角の中に、令和2年度の主な事業の実施状況で、道の事業名、予算額、事業の概要、事業の担当課を記載しているところがございます。次の四角が「主な指標の達成状況」でございまして、最後の12、13 ページに一覧にしているところがございます。

それでは、施策の目標ごとに推進状況をご説明させていただきます。時間も限られますので、大変恐れ入りますが、主な指標の達成の状況、またその達成できなかった理由などについてご説明させていただきます。

まず、2 ページの「安心して子どもを育てられる環境づくり」についてです。主な指標の達成状況として「地域子育て支援拠点の設置箇所数」で、設定時の値は405、現状値412でございまして、目標値、これは令和6年度のものですが、424に達していない状況でございます。

次に「地域と連携した通学路の安全確保の取組状況」ということで、「通学路を設定している学校のうち、PTAや地域住民のボランティアなどによる巡回パトロールを行っている小中学校の割合」です。これは令和6年度に100%を目標にしております。

すけれども、設定値よりも令和2年度は下がっている状況でございます。減少した理由につきまして、担当課に確認いたしましたところ、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症が拡大したため、児童生徒との接触はもとより、保護者やボランティア等の見守り活動者同士の接触を避ける必要性が生じたため、巡回パトロールが行えず、数値が低下したものと考えられるということでございました。

次に4ページ目、これは「豊かな心と健やかな体の育成」の主な指標の達成状況ですが、「朝食を毎日食べている小学校6年生、中学生3年生の割合」ということで、現状値が「全国調査中止に伴い調査中止」となっております。これは文科省の「全国学力・学習状況調査」が中止になったために、このように書いておりますけれども、既にこの時期でございますので、令和3年度のデータがありますので、口頭で恐縮ですが、ご報告させていただきますと、小学校は83.7%。中学校80%でございました。いずれも、令和4年度の100%の目標値には達していない状況でございます。

次に、「体育の授業以外で1週間に運動・スポーツの総運動時間が60分以上と回答した小学校5年生、中学校2年生の割合」ということで、こちらも令和2年度は、スポーツ庁の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」が中止になったのですけれども、令和3年度の調査結果を公表されておりますので、口頭で申し上げますと、小学男子は91%、小学女子は86.4%、中学男子は89%、中学女子は78.6%といずれも100%には達していない状況でございます。

次に、道立青少年体験活動支援施設ネイパルの利用者数ですが、こちらは令和2年度71,150人ということで、目標値、設計時の値を下回っているわけですが、これはコロナによりまして緊急事態制限中の休館や利用人数の制限のほか、学校側でも宿泊研修の実施を見合わせた結果、大幅な減少になったということでございます。

次に「困難を有する子どもを支援する環境づくり」の主な指標の達成状況で、6ページですが、「いじめの認知件数のうち解消しているものの割合」で令和2年度はこのような数字でございまして、「認知した全てのいじめが解消されることを目指す」という目標に達成していない状況でございます。

次に「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」という設問に対して「当てはまる」と回答した小学校6年生、中学校3年生の割合でございます。こちらも先ほどの「全国学力・学習状況調査」の結果から取っているのですが、令和2年度は、データがないわけですが、令和3年度の調査結果によりますと、小学生が87.5%、中学生が83.7%と、いずれも目標値100%に達していない状況でございます。

次に、定期的にネットパトロールを行っている学校の割合については、100%ということでございます。

次に「不登校児童生徒のうち学校内外の機関等において相談・指導等を受けた児童生徒の割合」ですが、このような数字になっておりまして、目標値に達していない状況でございます。

次に「新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施市町村数」です。設定時に比べまして現状値は伸びましたけれども、これも目標値であります「全市町村」には達していない状況でございます。

次に、基本方針の「青少年の自立を促す環境づくり」の「社会参加に向けた望ましい勤労観、関心の育成」についてで、8ページにございます。

一つ目が「体験活動を学校全体の計画に位置づけている学校の割合」です。これは地域の人材や施設等を活用し、地域の自然・文化・歴史等を理解する体験活動を学校全体の計画に位置づけているものでございます。これはこのような数字になっていなくても目標値に達しておりません。

次に「グローバル人材の育成に取り組む学校の割合」も同様に目標値に達しておりません。

次に「将来の夢や目標を持っている」という設問に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した小学校6年生、中学校3年生の割合でございます。こちらから調査の中止で令和2年度の数値はないのですが、令和3年度の数値は小学校6年生が79%、中学生が67.3%と目標値に達していない状況でございます。

次に「卒業時に進路希望を設定できない生徒数」でございますが、令和2年度は39人で、設定時よりも増えており、目標値の0人に達していない状況でございます。

次に、11ページです。基本方針の「青少年の福祉を阻害する行為の防止」の「青少年を犯罪被害から守る環境づくり」の指標でございますが、学校における教育の情報化の実態等に関する調査において「情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力」について「わりにできる」「ややできる」と回答した教員の割合です。100%を目指しているところですが、85.7%で目標値に達していない状況でございます。

資料5-1の説明については以上ですが、資料5-2を付けております。これは基本計画の計画期間が令和2年度から5年間、令和6年度までですので、経年でわかるように作成したものでございます。内容については資料5-1と同様です。施策の推進状況については、以上でございます。

**○内山会長** ありがとうございます。では、以上の説明につきましてご質問、ご意見ある方はいらっしゃいますでしょうか。

浅川委員、お願いします。

○**浅川委員** ありがとうございます。参考資料1の推進体制についてお伺いしたいのですけれども、よろしいでしょうか。ここにあるのは、健全育成に関する推進の中心なのですけれども、役割としては重なっている子ども・若者支援育成推進法の案件については、確か別の部局で、北海道子ども・若者支援地域協議会というところで協議なさっているかと思うのです。

協議案件なのだけれども、協議会と審議会ということで別々に進行しているという形になっているのですが、こちらの審議会のほうはその協議会の子ども・若者支援育成推進法の部分も含まれた形で所掌しているわけですので、そちらの協議会との関係であったり、どんなことが審議されているのかなど、こちらの審議会への反映についてはどうなっているのかを教えてくださいませんか。

○**事務局（向平係長）** まず、地域協議会のご説明からしたいと思います。63ページから掲載されている子ども・若者育成支援推進法の、66ページに子ども・若者支援地域協議会に関連する条項がございます。この地域協議会というのは、審議会のように審議する場というよりも、関係各機関が連携しながら、困難を有する子供や若者につきまして支援していこうというものでございまして、道の雇用対策や子育て支援担当課とか、国の機関である厚生労働省北海道労働局、あるいは困難を有する子供や若者たちの就業を支援している地域若者サポートステーション、非行少年の矯正部門を担う法務省札幌矯正管区などがメンバーになっております。それぞれの機関の垣根を越えて、困難を有する子供・若者たちを連携して支援していこうということで開催しているものでございます。

○**浅川委員** ありがとうございます。例えば、資料5-1で、学校関係の指標の達成状況として数字が出てくるのですけれども、これは、今言われた地域協議会の学校教育部門の道教育庁関係のデータだと思うのですが、地域協議会のほうで議論されていることがこの審議会の中では、推進状況として数値として出てきて、達成できているかできていないかという説明になるわけですね。だから、そのところが協議会では実行すると、その数字について、あるいはその数字と達成の困難さというところではあまり説明がない形で、地域協議会に数字が達成できなかったというところで現れると、実際にどうやって進めていくのかとか、新規の内容をどうすればいいのかというのは少し分かりにくいかなと思ひまして、そういった質問をいたしました。



○事務局（向平係長） 地域協議会の取組などにつきましては、今後推進状況の報告の中でご説明させていただくことを検討したいと思います。

○浅川委員 ご提案というわけではないのですけれども、例えば、学校案件の問題で特徴的なことについては審議をすとかということは可能だったりしないでしょうか。やはり別のところで審議しているのでしょうかけれども、実行部隊が抱えている問題が別というふうになると、どんな審議をして良いのかが結局分からないというふうに思うのですが。

○事務局（向平係長） 子若法に基づく地域協議会の活動内容について、具体的にどのようなことをしているのかについて少しお話いたしますと、子若法の成立の背景もあるのですが、今私どもが注力していますのは、ひきこもりです。若年の時にひきこもりになった方のひきこもりが非常に長期化し、また、相談される方はご本人というよりも親御さんが多い状況です。さらにそういう相談の行く先はまず市町村になるわけで、受け止める市町村職員や支援機関に対する研修が必要と考えています。

ただ、浅川委員から、この地域協議会の動きが非常に重要なのではないかというご意見がありましたので、地域協議会の取組などにつきましては、今後推進状況の報告の中でご説明させていただくことを検討したいと考えております。

○浅川委員 ありがとうございます。

○内山会長 その他、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

山田委員、お願いします。

○山田委員 はい、山田園子です。資料5-1の4ページで「青少年の体験活動推進事業」でネパルの話が出てきたのですが、現状がコロナなどで利用人数が減っていると思うのですが、その利用は年々増えているのか減っているのか傾向が分からなかったもので、お聞きしたいということと、私は十勝に住んでいるのですが、ネパールがすごく遠くて、子供たちも、小中高校生、大学生も含めて忙しくてなかなかそのリーダー養成のために行くことができなかつたりすることが実際あるものですから、そういうことの推進が有利であるのか、それとも違う方向性を持った方が良いかということを含めて考えているところですので、分かることあれば、教えていただきたいのですが。

○事務局（向平係長） 恐れ入りますが、オブザーバーでご出席の長岡補佐、いかがでしょうか。

○オブザーバー（長岡課長補佐） はい、ありがとうございます。まず、利用人数ですけれども、今手元にないので、はっきりとは言えないのですが、R2の数値は、もともと定員が200名だったところを半分の100名で行っていたこと、また学校の利用が緊急事態宣言等でほとんど無かったということで、このような数字になっておりますが、おそらく設定時の平成30年度からは、それなりの数値ではあったはずですので、この辺りは事務局を通じて後ほどご提示させていただければと思いますので、ご了承ください。

また、ネイパルは、道内に6箇所設置されておりまして、どうしても立地場所が悪く、それでも十勝は足寄にあるということで他の無い管内に比べると、ある程度使いやすいところがあるのかなと思います。それぞれの地域でのリーダーの育成に活用できると思います。そのような活動の拠点施設として積極的に使っていただきたいというふうに、こちらとしては考えておりますので、それぞれの地域での活動と、それを活かす場である施設ということで、それぞれの機能を発揮していただきたいと考えているところであります。以上です。

○山田委員 はい、ありがとうございました。

○事務局（向平係長） データにつきましては、後ほど事務局からご提供させていただきます。よろしく申し上げます。

○内山会長 それでは、高橋委員、お願いします。

○高橋委員 いくつか質問があるのですが、そもそもここで出た意見というのは、各事業を行っている部署に届いて、リアクションがあるという認識でよろしいですか。

○事務局（向平係長） はい、さようでございます。

○高橋委員 分かりました。いくつかご質問がありまして、資料5-1の8ページの

「卒業時に進路希望を設定できない生徒数」ですが、設定時の値よりも現状値が増えています。それに対する取組が今後なされるのかということが一つです。

二つ目に、その同じ資料の10ページの下の「スクールサポーター派遣事業」があるのですが、こちらに「元警察官をスクールサポーターとして委嘱し」とあるのですが、元警察官に限っているのはなぜなのかをお尋ねしたいです。というのは、多分、児童生徒の非行防止、立ち直り支援とあるのですが、非行自体が問題ではなくて、その子が抱えている背景に、そこに注目する思想があるのだと思うのですが、そこに注目して関わっていく存在が果たして元警察官が適切なのかどうか、もっと他に適切な存在があるのではないかなと思うからです。元警察官が駄目だというわけではないのですが、他にもいろいろな存在があるので、そこも検討してはどうかと思いました。以上です。

○**浅川委員** 今のことに関係してよろしいですか。今の高橋さんのおっしゃられたことについて、例えば、スクールソーシャルワーカーという新しい職種もできてきていて、人材も整ってきているかなと思うので、位置付けられてもいいのではないかなと思いました。

○**事務局（向平係長）** 今、青少年の非行や犯罪を防ぐ環境づくりに関連する事業として「スクールサポーター派遣事業」を掲載していますが、子供の心理に関する専門知識や経験を有するスクールカウンセラーという職種、また、福祉の専門的知識を有するスクールソーシャルワーカーという職種もありまして、道内で配置されています。ご質問いただいた点につきましては、後ほど、関係課に確認してご回答したいと思います。

○**内山会長** それでは、先ほど渡辺委員からも挙手があったと思いますけれども、ご質問、ありますでしょうか。

○**渡辺委員** 同じです。8ページの「卒業時に進路希望を設定できない生徒数」の目標値が0人となっていますけれども、卒業時にこれが0になるというのは普通あり得ないのではないかと思います。ですから、むしろそういうふうになってしまった場合に、こういう行き場がない、どうしたら良いか分からない子供さんがいた場合、どのようにフォローアップしているのか、どう考えているのかが少し疑問だったので、感想として申し述べたかったなと思いました。

○事務局（向平係長） どういうふうフォローアップしているのかなどにつきまして、後ほどご回答いたします。

○内山会長 そのほかにご意見、ご質問はありますでしょうか。では、河合副会長、お願いします。

○河合副会長 先ほどスクールサポーターの話が出ておりましたが、実際にこれが利用されたのかどうか、どんな対応だったのかという実績についてもご報告があるとありがたいと思いました。

それから、資料5-1の6ページで、先ほど来、ご意見が出ていた部分かと思うのですけれども、目標値の設定のところ自体、私たちが関与できない部分が多々ありまして、例えば、「いじめ」のところなのですけれども、目標値として「認知した全てのいじめが解消されることを目指す」とあり、それはそれでよろしいかなと思う一方で、では、形だけ解消されていれば良いのかみたいなところにつながる話かと思いません。現時点でどうこうできないのだろうなと思いつつも、目標値の設定のところをもう少し現実的なところというのでしょうか、どうしても理想的なところを追い求めたいのは分かるのですけれども、もっと現実的なところが良いかなというふうに思いました。意見というか感想でしょうかね。

それから、次の「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」という設問自体が、どのぐらい意味を持っているのかなと少し思ったところがございます。

後は、これは質問になるかと思うのですけれども、不登校児童のところなのですが、「学校内外の機関等に相談・指導等を受けた児童生徒の割合」とありますが、それはそれで大事なところだと思うのですけれども、その結果がどうなったのかとか、あるいは、平成29年度の設定値の値がこの値で、令和2年度の現状値がこの値ですが、平成29年度当時に小学生であった子たちが中学校に上がり、中学生だった子が高校生になっているのですが、小学校の時に相談を受けた人たちは中学校で受けてないのかどうか、小学校で相談しているのであれば、もしかしたら中学校でもやはり相談しているかもしれないなという気がいたしますので、数値の意味するところを加えて検討があればと思った次第です。以上です。

○事務局（向平係長） はい、関係課に確認してご回答したいと思います。

○内山会長 その他、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

では、高橋委員、お願いします。

○高橋委員 資料5-2の4ページの「いじめ対策の推進」の主な事業の実施状況に「子ども相談支援センター事業費」というのがあり、そこに「子どもや保護者から直接相談を受けて問題解決につなげる支援」と書いてありますが、どれだけその解決に至ったのか、多分、いじめだけではなく、不登校とか体罰とかいろいろな問題を解決するということなので、受けた相談に対してどれだけその解決に至ったのかということころを指標にしたほうが良いのではないかなと思います。それは下の「不登校、ひきこもり等の対策の推進」もそうだと思います。その実施と指標というところで、改善してはどうかと思います。もし「つなげる」というところ目的とするのであれば、多分、その「相談・指導等を受けた児童生徒の割合」という指標で合っていると思うのですけれども、「解決」というところを目的とするのであれば、改善する必要があると思いました。

また、同じ資料の3ページで、乳幼児期の「受診率」を指標として掲げているのですが、この指標は確かに早期発見、未然防止という意味で一つの指標になると思うのですが、その後の時期、小学生とか中学生とか、そういった時期の子供に対する取組がなされてるのか。なされてるのであれば、何か指標を設けるべきではないかなと思いました。以上です。

○事務局（向平係長） 資料5-2につきましてはその実施状況と指標の繋がりであるとか、児童虐待につきましては、この指標のほかに乳幼児期の後に何か取組をしているのか、しているのであれば、それについての指標が必要ではないかというご意見ですが、取組の状況などは後ほど確認させていただきます。なお、指標につきましては、本審議会を含め様々な議論等を経た上で計画に位置づけられたものでありますのでご理解をお願いします。

#### （6）その他

○内山会長 他にご質問、ご意見ございませんでしょうか。では、次の議題に参りたいと思います。次は「その他」ですけれども、委員の皆様から何かございますでしょうか。

では、浅川委員、お願いします。

○浅川委員 意見ということで、少し提案させていただいてよろしいでしょうか。

○内山会長 お願いします。

○浅川委員 まとまった意見でもあるので、画面共有させていただきたいのですけれども、よろしいですか。

○内山会長 はい。お願いします。

○浅川委員 私にご質問させていただいたことと関わっているのですが、昭和30年にできた青少年健全育成条例と子ども・若者育成支援推進法と時代的には60年違うものが合体した形で計画が作られているという、言ってみれば還暦を超えたものと地層的な形になっているので、道の担当者も調整されるのに困難を抱えられて作成されたのだろうなというふうに思っております。

現在、教育の中で問題になっているのは、18歳成人の改正民法の施行でそれに合わせてどうするのかという話の一つと、もう一つは、先ほどの非行の減少もそうなのですが、若者はどこかで集まって何か悪いことするというよりは、孤立して大変になって、社会の中で関わってくるようなやる気を持たないということのほうが問題ではないかという、日本社会の人口減少に合わせた局面の転換があるというふうに理解したほうが良いのではないかなというのが、ここで書いたことの趣旨です。

ご意見ということで、大きく発想を変えようということで、青少年が議論を交わす場を作り、そこからの提言を大人が受け止めるあり方へ変える必要があるのではないかと。日本の中でも人口減少が深刻な本道では、青少年の意味づけを再考する必要性が強いので、健全育成と、子供扱いして守るという消極的な発想は変えたほうが良いのではないかと、さらに個別領域でバラバラに意見を聴取するという行政サービスの発想からも脱する必要があり、大人が青少年の抱える問題を解決してあげるというのではなくて、自分たちの力で解決することを考えることができるような場を作る、そういうことが必要ではないかと。北海道未来の担い手を育成するという目標を道のほうでは掲げて、北海道の未来について議論してもらう場、これは仮ですけども、「北海道若者議会」みたいなものを作るとかという方向を考えてはどうかという提案です。

これは、子ども・若者育成支援法成立後の現在の大綱の中にも加わっておりますし、先ほどの参考資料1、44ページにも「青少年自身の考え、意見発表する機会や、施策へ反映する機会の拡充に努めます。」と書いてあるので、矛盾はしないかなと思いま

す。

さらに 18 歳成人法の施行、今年 4 月なのですけれども、これを好機として、広く子供・青年を未来の議題として実現し力を発揮してもらおう参加型の場を作って、北海道の様々な課題の検討や提案を行ってもらおうと、未来のパートナーと位置づけて、積極的に関わってもらおうという方向の中で、未来の担い手としての力の養成や発揮をしてもらったらどうだろうかということです。

現在、学校教育の中では、十勝圏を中心に、様々な自治体で若者議会とか高校生議会が実際行われているので、それを道レベルでもやると、地方の高校生議会とか子供議会を励ますことになるのではないかなというふうに思います。

本道の場合は、特に分散・広域で地域格差があって、札幌圏と中核市、それ以外の地方で大きな差があり、これに配慮した取組をどう具体化するかという問題もありまして、先ほど指標について、実際に何をやったかどれだけ解決できたかという実行に関する指標にしてほしいというご意見が出たかと思うのですけれども、さらに、本道の状況に合わせて、札幌圏は別だと思うのですが、他の地域と分かれた指標でないと、北海道全体の状況を少し見誤るのではないかなと思っておりまして、事務局の方にはご苦勞をおかけすることになると思うのですけれども、分けた指標づくりというのが必要かなというふうに思います。

二つ目ですけれども、北海道の未来の担い手づくりのためには、学校教育との一体的な取組が必要で、そのための企画調整、先ほど協議会との関係でご提案をさせていただいたところなのですけれども、縦割りから横断する組織になっていて、この審議会が道民の意見を聴く場であるならば、そこで全体で議論できるというようなことが望ましいのかなあというふうに、勝手ですが、考えました。

参加型を作っても未来の担い手としての力の育成がないのならば、青少年は社会のお客様のままになってしまう。

18 歳成人法の施行に合わせた高校教育の目標の変更、卒業までに市民を育てるということも具体化していくということで、教育の場と一体になった取組が必要だと思います。

それで、本審議会の教育行政と有機的に関連する社会総がかりの事業を起こすべきだなというふうに考えているというか、私の意見でございます。

**○内山会長** ありがとうございます。ご提案いただいた件に関してですけれども、会長と事務局でとりあえず引き取らせていただくということで、よろしいでしょうか。

○浅川委員 (同意)

○内山会長 ありがとうございます。その他、何かありますでしょうか。

※他に意見なし

○内山会長 ないようでしたら、事務局から何かありますでしょうか。

○事務局(向平係長) 次の審議会の予定でございます。次回の審議会につきましては来年度予定しております、また改めて日程調整させていただきたいと思っております。以上でございます。

○内山会長 それでは、これで本日の予定の議事が終了いたしましたので、進行を事務局にお返しいたします。

#### 4 閉 会

○事務局(西田課長) ありがとうございました。内山会長、河合副会長、委員の皆様、長時間にわたるご審議、本当にありがとうございました。これをもちまして、本年度第1回北海道青少年健全育成審議会を終了いたします。本日は御多忙のところご出席いただき、大変有意義なご意見をいただきましたことにお礼申し上げます。

なお、引き続き、社会環境整備部会を開催いたします。部会委員に指名された委員の皆様はそのままお待ちくださるようお願いいたします。部会委員に指名されていない方は、ご退出ください。よろしくお願いいたします。

以 上